

のしろ産業フェア2026 屋台村出店募集要項

1 開催概要

- (1) 名 称 のしろ産業フェア2026
- (2) 開催日時 令和8年10月11日(日) 午前10時から午後4時
令和8年10月12日(月) 午前9時30分から午後3時
- (3) 開催場所 能代山本スポーツリゾートセンター「アリナス」(能代市落合下台2-1)
- (4) 主 催 のしろ産業フェア実行委員会
【構成団体】能代商工会議所／二ツ井町商工会／能代機械工業会／あきた白神農業協同組合／白神森林組合／能代アパレル産業連絡協議会／能代物産振興会／能代市商店会連合／東北電力(株)／能代工業団地連絡協議会／秋田県銘木青年会／秋田県高等学校産業教育フェア事務局／能代観光協会／能代市

- 2 募集期間 令和8年6月25日(木)から7月24日(金) ※土・日曜日、祝日を除く。
受付時間：午前9時から午後5時

- 3 申込方法 実行委員会所定の申込用紙等に必要事項を記入し、関係書類を添えて事務局まで持参または郵送により申込むものとする。

- ① 屋台村出店申込書(様式第1号)
- ② 誓約書(様式第2号)
- ③ 出店補助者名簿(様式第3号)
- ④ 身分証明書類(運転免許証の写しまたは住民票など)
※身分証明書類は、出店小間に入る方全員分が必要です。

4 出店条件等

- (1) 申込資格 秋田県内で営業している商工業者等で、会期中2日間出店できる方
- (2) 募集小間数 15小間程度
※応募多数の場合は出店内容や過去の実績などを考慮の上、出店者を決定します。
- (3) 小間の規格 1小間 幅5,600mm×奥行2,400mm(コンテナハウス)
※テントの場合あり(幅5,400mm×奥行3,600)
※キッチンカーの場合は幅5,400mm×奥行3,600内
※前面部にパネルは設置しません。

(4) 出店料

区 分	出 店 料			追加設備使用料		
	市内業者 (1小間)	市外業者 (1小間)	コンテナ またはテント (1基)	机 (1台)	いす (1脚)	電気配線 (1配線)
販 売	16,000円	24,000円	6,000円	400円	100円	500円
販売以外	7,500円	12,000円	3,000円	200円	50円	250円

※キッチンカー以外の方はコンテナまたはテントの使用料をご負担いただきます。

- ①出店料に含まれる基本設備(1小間当たり)

机(幅1,800mm×奥行450mm) 2台、パイプ椅子 2脚

- ②電気配線は、1,500W以内とする。

(注)電源は、発電機(インバーター機能無し)によるものであり、本電源の使用により電子機器の故障等が生じた場合であっても、実行委員会は一切の責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。

- (5) 小 間 割 関係者立ち会いのもと、原則として公開抽選により決定する。

※抽選は、申込小間数の多い順に行います。

抽選会は、後日（9月上旬頃）開催する出店者説明会の際に実施する。

- (6) 準備・撤去
- ①準備 出店料の対象となるコンテナ等の設置は実行委員会が行う。
【準備日時】10月10日（土）午前9時から午後5時まで（厳守）
 - ②撤去 出店者は、フェア終了後、机及び椅子を畳んだ状態で区画内に置いたうえで実行委員会による貸与備品の確認を受けた後、指定場所へ運搬すること。
【撤去日時】10月12日（月）午後3時30分から午後7時

(7) 出店許可等

- 出店許可については、書類審査及び出店料の納入を確認したうえで、許可証を交付する。
- 出店申込内容と異なる出店を行った場合は、許可を取消すことがある。
- 小間の転売、転貸、名義貸し及び虚偽の申請等の不正並びに不法行為を行った場合は、許可を取消すものとする。
- 許可証のない場合は、出店を認めないものとする。
- 出店許可は、「のしろ産業フェア2026」限り有効とし、将来の既得権とはならない。
- 暴力団関係者の出店は認めないものとする。

(8) その他の留意事項

- 出店に必要な関係機関への許可申請・届出等は、出店者が行うこと。
- 出店にあたっては、実行委員会関係者や、隣接する小間関係者とのトラブルがないよう割り当てられた小間内（コンテナ）において行うこととし、小間（コンテナ）の前などに飲食スペース等の設置は行わないこと。
- 設営・撤去時及び会期中は、会場設備、備品等を傷つけないよう、出店者の責任において必要な防護措置を講じるとともに、万一傷つけた場合は、出店者の負担で修理すること。
- 食品を扱う出店者は、食べ終わったトレイ等を回収する袋と残飯を回収するバケツ等を必ず設置しなければならない。
- 給水場所は、実行委員会で1箇所準備するが、排水は出店者が持ち帰って処理すること。
- 小間の清掃は出店者が行うものとし、ゴミは各日の出店時間終了時に出店者が持ち帰り処分すること。
- 自家発電機の使用は、実行委員会が特に認める場合を除き、原則として許可しない。
- 申込み以上の電気容量の使用は厳禁とする。
- 火気を使用する場合は、必ず消火器を小間店舗に備え付けなければならない。
- 会場内においては、賭博及びその他の類似行為をしてはならない。
- 食品を取り扱う場合は、衛生管理を徹底すること。
- 食品を提供する場合は、食品衛生法に係る営業許可を受けるとともに、許可証を小間内に掲示すること。
- 商品の販売価格は、市販価格を基準とした適正な価格設定を行うこと。
- 小間店舗の装飾は、産業フェア全体の美観に配慮しなければならない。
- 災害、盗難、出店許可の取消し等による損害については、実行委員会は一切の責任を負わない。
- 参観者及び出店者間のトラブル、迷惑行為や暴力行為を起こしてはならない。
- 実行委員会、警察、消防及び保健所の指示等については従わなければならない。
- 指定場所以外への駐車は認めない。
- 出店許可後に出店者の都合により出店の一部若しくは全部を取消す場合、または、災害等によりやむを得ず実行委員会が開催を中止した場合の出店料の返還は行わない。
- 災害等により実行委員会が開催を中止した場合であっても、出店に係る損害について、一切主催者に求めることはできない。

【申込み・問い合わせ先】

〒016-8501 能代市上町1番3号(能代市役所本庁舎2階 商工労働課内)

のしろ産業フェア実行委員会事務局

TEL 0185-89-1414 FAX 0185-89-1415

E-mail: syokou@city.noshiro.lg.jp